令和元年(2019年) 1 1 月 2 6 日

令和元年12月定例会議案概要

- ・第92号議案 越谷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ・第93号議案 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ・第94号議案 越谷市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制 定について
- ・第95号議案 越谷市常勤監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定に ついて 【総務部人事課】

期末手当に関する規定の整備を行うもの

(1) 令和元年12月期《公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用》

改正前:100分の222.5 → 改正後:100分の227.5

- * 本年6月期の期末手当支給割合(100分の222.5)と合わせ、 本年度の年間支給割合を100分の445から100分の450とするもの
- (2) 令和2年度以降《令和2年4月1日から施行》
 - ① 6月期の期末手当

改正前:100分の222.5 → 改正後:100分の225

② 12月期の期末手当

改正前:100分の227.5 → 改正後:100分の225

* 令和2年度以降の年間支給割合は100分の450

・第96号議案 越谷市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

【総務部人事課】

- 一般職の国家公務員の給与の改正に伴い、国に準じて職員の給与を改正するもの
- (1) 給料表の改定(行政職の平均改定率+0.1%)

《公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用》

- (2) 勤勉手当の支給割合の変更
 - ① 令和元年12月期《公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用》

改正前:100分の92.5 → 改正後:100分の97.5

- * 本年6月期の期末・勤勉手当(100分の2222.5)及び12月期の期 末手当(100分の130)と合わせ、本年度の期末・勤勉手当の年間支給 割合を100分の445から100分の450とするもの
- ② 令和2年度以降《令和2年4月1日から施行》

ア 6月期

改正前:100分の92.5 → 改正後:100分の95

イ 12月期

改正前:100分の97.5 → 改正後:100分の95

* 令和2年度以降の期末・勤勉手当の年間支給割合は100分の450

・第97号議案 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定に ついて 【総務部人事課】

地方公務員法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、関係10条例について所要の改正を行うもの。令和2年4月1日から施行

No.	改正する条例	主な改正内容
1	公益法人等への越谷市職員の派遣等に関する条例	地方公務員法の引用条項に係る条文整備
2	越谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例	人事行政の運営の状況に関する報告事項の対象 となる職員からパートタイム会計年度任用職員 を除くもの
3	越谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	会計年度任用職員の休職の効果に係る規定の整 備
4	越谷市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	パートタイム会計年度任用職員の減給の効果に 係る規定の整備
5	越谷市職員の勤務時間に関する条例	パートタイム会計年度任用職員の勤務時間に係 る規定の整備
6	越谷市職員の休暇に関する条例	臨時的任用職員及び会計年度任用職員の休暇に 係る規定の整備
7	越谷市職員の育児休業等に関する条例	会計年度任用職員の育児休業等に係る規定の整 備
8	越谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例	会計年度任用職員へ移行する特別職非常勤職員 の職名並びに報酬及び費用弁償を削除するもの
9	越谷市職員の給与に関する条例	会計年度任用職員の給与に係る規定の整備
10	越谷市現業職員の給与の種類及び基準に関する 条例	現業職員で会計年度任用職員であるものの給与 の種類及び基準に係る規定の整備

* 「会計年度任用職員」とは、1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤職員

	フルカノル会社左座が田暎昌	1週間当たりの勤務時間が常勤職員の通常の勤務時間と		
フルタイム会計年度任用職員		同一の時間である職員		
パートタイム会計年度任用職員	1週間当たりの勤務時間が常勤職員の通常の勤務時間と			
	ハートクイム云計平及仕用臧貝	比べて短い時間である職員		

・第98号議案 越谷市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定について

【総務部人事課】

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正されることに伴い、会計年度任用職員の給与、旅費 及び費用弁償に関し必要な事項を定めるもの。令和2年4月1日から施行

・第99号議案 越谷市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例制定について 【総務部人事課】

任期付職員制度を導入することに伴い、任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を 定めるもの。令和2年4月1日から施行

第100号議案 議決事項の一部変更について(越谷市役所新庁舎建設工事(建築)請 負契約の締結)【総務部庁舎管理課】

平成31年3月定例会において議決を経た上記契約の締結について、技術労働者への適切な賃金水準を確保し、及び工種を変更する必要が生じたことに伴い、契約金額を変更するもの変更前:54億8,208万円 → 変更後:56億2,068万円(+1億3,860万円)

・第101号議案 越谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

【保健医療部国民健康保険課】

地方税法施行令の一部が改正され、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことに伴い、 課税限度額を改正するもの《令和2年4月1日から施行し、令和2年度分から適用》

(1) 医療分 改正前:580,000円 → 改正後:610,000円

(2) 後期高齢者支援金等分変更なし:190,00円(3) 介護分変更なし:160,000円

・第102号議案 越谷市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

【子ども家庭部子ども育成課】

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(府省令)の一部が改正されることに伴い、府省令に従い、幼保連携型認定こども園の教育及び保育に直接従事する職員の員数に算入できる副園長又は教頭の資格要件に係る特例(幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士登録を受けた者としているところ、いずれか一方の資格で可とする特例)の期限を5年間延長し、令和7年(2025年)3月31日までとするもの。令和2年4月1日から施行

・第103号議案 越谷市立病院の診療費等に関する条例の一部を改正する条例制定について いて 【市立病院事務部医事課】

診療費等及び診断書等の手数料の額の改定を行うもの。令和2年4月1日から施行

(1) 診療費等の改定

種別		現 行		改定後	
		市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
死体検案料		6,000円		6,500円	
特別病室を使	特別病室 A	14,000円	21,000円	15,000円	22,000円
用した場合の	特別病室 B	7,000円	10,500円	7,500円	11,000円
室料差額	特別病室 C	4,500円	6,750円	5,000円	7,250円
セカンドオピニ	30分以内	10,000円		11,000円	
オン相談に係		10,000円に		11,000円に	
る費用	30分超	30分ごとに5,000円を加算した額		30分ごとに5,500円を加算した額	

(2) 診断書等の手数料の改定

括 即	現 行		改定後	
種別	市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
普通診断書	1,000円	1,500円	1,500円	2,000円
特別診断書	2,500円	3,500円	3,500円	4,500円
死亡診断書	1,000円	1,500円	1,500円	2,000円
特別死亡診断書	2,500円	3,500円	3,500円	4,500円
諸証明書	1,000円	1,500円	1,500円	2,000円

・第104号議案 越谷市夜間急患診療所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定に ついて 【保健医療部地域医療課】

診断書等の手数料の額の改定を行うもの。令和2年4月1日から施行

種別	現 行	改定後
普通診断書	1,000円	1,500円
特別診断書	2,500円	3,500円
死亡診断書	1,000円	1,500円
特別死亡診断書	2,500円	3,500円
諸証明書	1,000円	1,500円

・第105号議案 越谷市保健所条例の一部を改正する条例制定について

【保健医療部 地域医療課·保健所保健総務課·保健所生活衛生課】

保健所及び保健センターを一体的な地域保健医療の拠点とするため、越谷市立保健センターを 移転すること等に伴い、所要の改正を行うもの。附則において越谷市立保健センター設置及び管理条例を廃止し、越谷市保健衛生審議会条例の一部を改正。令和2年4月1日から施行

- (1) 題名を「越谷市保健所及び保健センター条例」に改めるもの
- (2) 保健センターの名称及び位置を定めるもの

名称 越谷市保健センター (現行:越谷市立保健センター)

位置 越谷市東越谷十丁目31番地 (現行:越谷市東大沢一丁目12番地1)

- (3) 保健所業務の見直しに伴い、次に掲げる手数料を廃止するもの
 - ① 一般飲料水試験関係手数料
 - ② 普通診断書及び特別診断書の交付手数料

・第106号議案 財産の取得について(越谷市大沢地区センター・公民館用財産)

【市民協働部市民活動支援課】

- (1) 取得財産
 - ① 所在地:越谷市東大沢一丁目12番地1
 - ② 構 造:鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階建
 - ③ 延べ面積:2,484.02㎡
 - ④ 取得部分:専有部分(3階の一部) 282.62 m²

一般社団法人越谷市医師会専有部分 167.51㎡

│ 一般社団法人越谷市歯科医師会専有部分 115.11m²

(2) 取得価格: 3,424万4,074円

(一般社団法人越谷市医師会専有部分 2,029万7,407円)

、一般社団法人越谷市歯科医師会専有部分 1,394万6,667円。

- (3) 契約の相手方
 - ① 越谷市東大沢一丁目12番地1
 - 一般社団法人 越谷市医師会
 - ② 越谷市東大沢一丁目12番地1
 - 一般社団法人 越谷市歯科医師会

・第107号議案 指定管理者の指定について(越谷市市民活動支援センター)

【市民協働部市民活動支援課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 越谷市市民活動支援センター(越谷市弥生町16番1号)

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地: さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号

名 称:アイル・オーエンスグループ

(3) 指定する期間

令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

第108号議案 指定管理者の指定について(越谷市斎場) 【市民協働部市民課】

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 越谷市斎場(越谷市大字増林3989番地1)

(2) 指定管理者に指定する団体

所在地:越谷市大字增林3989番地1 名 称: PF I 越谷広域斎場株式会社

(3) 指定する期間

令和2年(2020年)4月1日から令和8年(2026年)3月31日まで

・第109号議案 越谷市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

【都市整備部建築住宅課】

民法の一部が改正されること等に伴い、所要の改正を行うもの。令和2年4月1日から施行

(1) 入居に際し、保証人の確保義務を緩和するもの

改正前:連帯保証人2人 → 改正後:保証人1人

- (2) 入居者が賃貸借に基づく金銭支払債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てる ことができる旨を定めるもの
- (3) 入居者の選考に際し、18歳未満の子を扶養している寡夫を優遇措置の対象に追加するもの

・第110号議案 越谷都市計画事業東越谷土地区画整理事業施行規程等の一部を改正す る条例制定について 【都市整備部市街地整備課】

土地区画整理法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる条例中の同法の引用条項について 条文整備を行うもの。公布の日から施行

- (1) 越谷都市計画事業東越谷十地区画整理事業施行規程
- (2) 越谷都市計画事業七左第一土地区画整理事業施行規程
- (3) 越谷都市計画事業西大袋土地区画整理事業施行規程

・第111号議案 越谷市公共下水道事業の設置等に関する条例制定について

【建設部下水道課】

公共下水道事業に地方公営企業法の規定の一部を適用することに伴い、公共下水道事業の設置 及びその経営の基本に関する事項を定めるもの。附則において越谷市特別会計条例の一部を改正。 令和2年4月1日から施行

・第112号議案 指定管理者の指定について(越谷市越谷駅東口駐車場)

【都市整備部市街地整備課】

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設 越谷市越谷駅東口駐車場(越谷市弥生町16番3号)
- (2) 指定管理者に指定する団体

所在地:越谷市弥生町16番1号

名 称:株式会社 越谷ツインシティ

(3) 指定する期間

令和2年(2020年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

・第113**号議案 字の区域を変更する**ことについて 【都市整備部市街地整備課】

越谷市恩間中道土地区画整理事業が完了することに伴い、大字恩間字中道及び追堀の区域を変 更するもの

・第114号議案 市道路線の廃止について

【建設部道路総務課】

都市計画道路健康福祉村大袋線の整備に伴うもの1路線、全部払下げ3路線、起点及び終点変 更1路線、一部払下げ1路線、合計6路線、1,090.20mを廃止するもの

・第115号議案 市道路線の認定について

【建設部道路総務課】

都市計画道路健康福祉村大袋線の整備に伴うもの1路線、私道の寄附3路線、宅地造成に伴い 帰属したもの9路線、起点及び終点変更1路線、一部払下げ1路線、合計15路線、延長 3,456.30mを認定するもの

第116号議案から第120号議案まで

令和元年度越谷市一般会計補正予算(第4号)について ほか補正予算4件

【問合せ】総務部法務課

電 話 048-963-9130